

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月17日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 699,999,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	471,380株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 上記発行数は、平成25年12月17日開催の取締役会（以下「本件取締役会」といいます。）において決議された第三者割当による新株式発行に係る募集株式数100,007株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数371,373株の合計であります。

なお、当社取締役のドミニク・ヘンダーソンは、株式会社グローベルス（以下「グローベルス」といいます。）の取締役を兼任しているところ、グローベルスは、上記第三者割当の割当予定先であるプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド（以下「PJF」といいます。）のインベストメント・アドバイザーとして当該ファンドの投資運用権限を有するプロスペクト・アセット・マネジメント・インク（以下「PAMI」といいます。）の完全親会社に該当します。上記第三者割当は、当社とグローベルスの間の直接の取引にはあたりませんが、利益相反回避の観点から、上記第三者割当に係る本件取締役会の審議及び決議にドミニク・ヘンダーソンは参加しておりません。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、会社法第199条第1項の規定に基づいて行われるものであり、そのうち自己株式の処分は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	100,007株	148,510,395
	自己株式の処分	371,373株	551,488,905
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	471,380株	699,999,300	74,305,201

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は74,205,194円であります。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,485	743	100株	平成26年1月8日（水）	-	平成26年1月8日（水）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
あかつきフィナンシャルグループ株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 兜町証券営業部	東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
699,999,300	5,500,000	694,499,300

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び本第三者割当による自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用等を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
アセットマネジメント事業強化のための出資	694	
グローバルス株式取得資金	300	平成26年 1 月～平成26年 3 月
ファンド運用準備金	394	平成26年 1 月～平成26年 3 月

当社は、これまで、連結子会社であるあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」といいます。）を中心として、当社の子会社及び関係会社からなるグループ（以下「当社グループ」といいます。）を形成しており、当社グループは、一体となって証券サービスを展開するとともに、従来より強みを有する対面営業による株式委託手数料の収益に加え、債券及び投資信託の販売拡充及び法人向けサービスの強化による収益の多様化を進めてまいりました。

また、最も歴史のある金融証券の専門紙「日本証券新聞」を発刊する株式会社日本証券新聞社を子会社に持つドリームバイザー・ホールディングス株式会社（以下「DVH」といいます。）を子会社化し、金融情報サービスの高度化による証券サービスの高付加価値化を行ってまいりました。

さらに、証券サービスに加え、新しい顧客チャネルとして、不動産アセットマネジメント事業を中心に事業展開を行うウェルス・マネジメント株式会社を、DVHが株式交換により子会社化し、アセットマネジメントサービスを事業ポートフォリオに追加いたしました。

当社グループはこのように事業の多様化を進めてまいりましたが、平成24年 8 月14日付で発表した当社グループの中長期ビジョン「当社グループの将来の方向性」の中で、かかる方針の具体化として、経営基盤（証券事業における預り資産及び資産運用業における運用資産）の拡大及び 収益機会の多様化を最重要課題として掲げました。さらに、平成25年 9 月11日付で上記中長期ビジョンをより具体化した「Strategy Update 2013」を発表し、当該計画の中で、経営基盤の拡大については、内部的な成長に加え、他の証券会社との合従連衡を含めた提携戦略を推進しており、また、収益機会の多様化については、受取手数料をベースとした変動型収益のフロービジネスに、預り資産の管理報酬等をベースとした固定の収益を見込めるストックビジネスを事業ポートフォリオに加えることにより事業領域の多様化を図ることを目標として掲げております。

ストックビジネスの強化・拡大につきましては、ウェルス・マネジメント株式会社を中心に富裕層や機関投資家向けのアセットマネジメントサービスを行っており、今後も、他のチャネルとの提携により多様な顧客へのアプローチにより収益機会の多様化を目指しております。

そのような方針を進めるため、当社は、更なるストックビジネスの強化・拡大を目指すべく、マンション分譲開発並びに不動産私募ファンド業務及び上場株式・J-REIT等を対象とするファンドの組成・運用・管理業務を行う株式会社グローバルス（以下「グローバルス」といいます。）グループとの間で、ファンド運用の準備を進める予定です。

グローバルの子会社である株式会社プロスペクト(以下「プロスペクト」といいます。)は、過去に子会社の資産運用会社を通じて、J-REITであるプロスペクト・リート投資法人(東証上場)に関与していた経験から、不動産運用及び投資顧問、並びに証券投資顧問における十分な実績及びノウハウを有しています。そのため、グローバルグループと協力関係を構築することは当社グループのアセットマネジメント事業の強化に繋がるものと考えております。

グローバル株式取得資金

今回調達を予定している694百万円の資金のうち約300百万円については、グローバルグループとの関係強化を目的に、グローバルの普通株式(以下「グローバル株式」といいます。)を取得するために用いる予定です。グローバル株式の取得数は、グローバルの主要株主であり、当該株式の取得予定先であるプロスペクト アブソルート リターン(ジャパン)エルエルシー(Prospect Absolute Return (Japan) LLC)との交渉の結果決定されますが、当該取得数に相当する取得代金として約300百万円の資金が必要となる見込みです。なお、当社は、グローバルグループとの関係強化を早急に進めるため、本有価証券届出書提出後速やかに当該取得予定先との間でグローバル株式に係る売買契約を締結し、いったん当社の手元資金をもって上記取得代金を支払うことにより、払込期日前にグローバル株式を取得することを予定しております。なお、グローバル株式の保有については、当該取得予定先との間で、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、取得したグローバル株式について売却等を行わない旨合意しております。

ファンド出資準備金

上記による出資の実施後は、当社グループとグローバルグループの業務提携に向けた本格的な話し合いを重ね、両グループ共同でファンドを設立・運用していく予定です。当社グループは、当該ファンドをグローバルグループと共同で設立・運用することにより、グローバルグループが展開するアセットマネジメント業務におけるノウハウを取得するとともに、グローバルグループのアセットマネジメント業務におけるネットワークとの連携を図り、当社グループのアセットマネジメント事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

当社は、上記ファンドに対する当初投入資本として、アセットマネジメント事業を行うファンドを組成するために最低限必要と考えられる400百万円程度の出資を考えており、今回調達を予定している資金から約394百万円を上記ファンドへの出資に充当する予定です。

なお、調達資金を実際に使用するまでは、普通預金にて管理する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド (The Prospect Japan Fund Limited) (PJF)
	所在地	P0 Box 255 Trafalgar Court, Les Banques, St Peter Port, Guernsey, GY1 3QL Channel Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号 株式会社プロスペクト 代表取締役 依田 康
	出資額(平成25年10月31日現在)	123,849,211米ドル
	組成目的	クローズド・エンド型インベストメント・カンパニー
	主たる出資者・出資比率 (平成25年10月24日現在)	パーマル・アセット・マネジメント (Permal Asset Management) : 19.97% ラザード・アセット・マネジメント (Lazard Asset Management) : 19.67% 1607 キャピタル・パートナーズ (1607 Capital Partners) : 18.51% シージー・アセット・マネジメント (CG Asset Management) : 15.80%
	インベストメント・アドバイザーの概要	名称
本店の所在地		410 Atkinson Drive Suite 434 Honolulu Hawaii, 96814 USA
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先		東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号 株式会社プロスペクト 代表取締役 依田 康
代表者の役職及び氏名		チーフ・インベストメント・オフィサー カーティス・フリーズ
資本金 (平成25年11月30日現在)		1,301,518米ドル
事業の内容		日本株運用の証券投資顧問業務
主たる出資者及びその出資比率		株式会社プロスペクト 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年12月16日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先であるPJFは平成6年12月20日にロンドン証券取引所に上場しており、日本国内株式に重点的に投資を行うことを目的に組成されたファンドであり、欧米の機関投資家やファンド・オブ・ファンズなどを主たる投資家とするファンドを通じて出資された資金の運用として、日本国内の企業を始め、REITなどを対象に幅広い投資を行っております。

手取金の使途に記載したとおり、当社グループは、これまでストックビジネスの強化・拡大を目指し、子会社を通じたアセットマネジメント事業への進出を果たしており、他のチャネルとの提携により同事業の更なる強化・拡大を検討してまいりました。

そのような中で、当社の取締役であるドミニク・ヘンダーソンより、同氏が取締役を務め、子会社においてアセットマネジメント事業を展開しているグローバルスの紹介を受けました。

グローバルスの100%子会社であるプロスペクトは、アセットマネジメント事業についての豊富な実績を有していることから、グローバルス及びその子会社からなるグローバルスグループと協力関係を強化することにより、当社グループは、アセットマネジメント事業のノウハウが取得できるものと考えました。

そして、上記の事業戦略については、プロスペクトの完全子会社であり、P J Fのインベストメント・アドバイザーとして投資運用権限を有するP A M Iの理解も得ることができました。

また、P J Fは、平成25年8月にグローバルスの第三者割当による転換社債型新株予約権付社債を引き受けた実績があり、ロンドン証券取引所に上場しているため、財務基盤に信頼性のあるファンドといえます。

以上を理由として、当社は、P J Fを割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 471,380株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間で、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、取得した募集株式について売却等(ただし、割当予定先のインベストメント・アドバイザーであるP A M Iが運用助言を行う他のファンドへの移転を除く。)を行わない旨合意しております。なお、割当予定先であるP J Fからは、当社グループの企業価値の向上を期待した純投資である旨の報告を受けております。

ただし、割当予定先に対して、本第三者割当の払込期日(平成26年1月8日)より2年間において、本第三者割当増資の割当株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先はロンドン証券取引所に上場しており、直近の財務諸表から売上高、総資産、純資産等の状況を確認し、払込みに要する資金が十分確保されていることを割当予定先が保有する金融機関口座の残高記録により確認しております。また、平成25年12月13日に、P A M Iより払込期日における払い込みに問題がない旨の報告を受けております。

よって、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、グローバルスの孫会社であるP A M Iがインベストメント・アドバイザーを務めるファンドであります。グローバルスは株式会社東京証券取引所市場第2部に上場しており、グローバルスが提出しているコーポレートガバナンス報告書(最終更新日:平成25年7月8日)により、グローバルスグループは反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然とした対応をとる方針を有していることを確認しております。

また、割当予定先は、ロンドン証券取引所に上場されている信頼性の高いファンドであり、グローバルスを含め国内の多数の上場会社に出資をしています。さらに、割当予定先のインベストメント・アドバイザーとして投資運用権限を有するP A M Iからも、割当予定先については、反社会的勢力に該当せず、また、関わりを一切有していない旨の報告を受けております。

以上に加え、当社は、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号)に依頼して調査を行い、割当予定先、関連会社、役員及び主要株主等が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

よって、当社は、割当予定先は反社会的勢力とは関係を有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本新株式の発行及び自己株式の処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年12月16日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の終値の平均値である1,242円を参考として、1,485円(直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値からのプレミアム率19.57%)といたしました。なお、当該発行及び処分価格につきましては、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値1,149円からのプレミアム率が29.24%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値1,133円からのプレミアム率が31.07%、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値1,242円からのプレミアム率が19.57%、直前営業日の終値1,700円からのディスカウント率が12.65%であります。

当社が上記発行及び処分価格を決定するに当たり、過去1ヶ月間の終値平均を基準とした理由は、最近の当社株価の変動状況や売買高が従前に比して大きく変動しており、株式会社東京証券取引所における当社の株価が平成25年12月2日から12月16日までの間に44.07%も上昇していること等を勘案したうえで、一時的な相場変動による影響を受けた取締役会決議日直前日の終値を参考とするよりも、当該相場変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を参考とする方が算定根拠として客観性が高く、中長期的にみた場合には合理性が高いと当社が判断したためであります。

上記発行及び処分価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本日開催した本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）は、本第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を決議した取締役会において、発行及び処分価格である1,485円は、当該取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値からは12.65%ディスカウントした価格であるものの、当社の市場株価が直近2週間の間において高騰しているため、直前営業日の終値ではなく、一定期間の終値の平均値を基準とすることには十分合理性が認められるとしたうえで、当該取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値のいずれの株価からもプレミアムの価格であり、株式会社東京証券取引所における当社株式の売買出来高や株価変動の状況等を勘案した場合、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、上記発行及び処分価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行する新株式及び処分する自己株式の株数は471,380株（議決権4,713個）であり、本第三者割当により、当社の平成25年12月16日現在の発行済株式数6,256,725株（総議決権数58,658個）に対して7.53%の割合（総議決権に対する割合8.03%）で希薄化が生じることとなります。

しかし、上記「第1[募集要項]」、4[新規発行による手取金の使途]、(2)[手取金の使途]において記載いたしましたとおり、本第三者割当により調達した資金を、アセットマネジメント事業強化のための出資に充当することは、当社グループの収益の多様化及び営業基盤の拡大につながるものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成25年12月16日現在の当社の発行済株式総数6,256,725株に係る議決権の総数は58,658個で、本第三者割当により発行する新株式及び処分する自己株式の株数471,380株に係る議決権数は4,713個となるため、発行済株式総数に対して7.53%（議決権数に対して8.03%）の割合となり、大規模な第三者割当には該当いたしません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有株 式数(百株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
特定有価証券保管信託 ソシエテジェネラル信 託銀行(株)	東京都港区赤坂一丁目12 番32号	18,935	32.28	18,935	29.88
プロスペクト・ジャパ ン・ファンド・リミ テッド(常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	Trafalgar Court, Les Banques, St Peter Port, Guernsey, GY1 3QL Channel Islands (東京都中央区日本橋三 丁目11番1号)	-	-	4,713	7.44
あかつきフィナン シャルグループ(株)	東京都中央区日本橋小 舟町8番1号	3,713	-	-	-

資産管理サービス信託銀行(株)（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,932	5.00	2,932	4.63
(株)アエリア	東京都港区赤坂五丁目2番20号	2,876	4.90	2,876	4.54
資産管理サービス信託銀行(株)（信託E口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,775	4.73	2,775	4.38
日本証券金融(株)	東京都中央区茅場町一丁目2番10号	1,271	2.17	1,271	2.01
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,053	1.80	1,053	1.66
木村 欣二	東京都大田区	1,000	1.70	1,000	1.58
木村不動産(株)	東京都中央区日本橋一丁目16番3号	939	1.60	939	1.48
楽天証券(株)	東京都品川区東品川四丁目12番3号	756	1.29	756	1.19
鹿島 康仁	東京都練馬区	753	1.28	753	1.19
鹿島 陽平	東京都練馬区	488	0.83	488	0.77
計	-	37,493	57.58	38,493	60.74

(注) 1. 新株式発行前の大株主構成は平成25年9月30日時点の株主名簿を基に、平成25年12月13日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当に係る新株式の発行及び自己株式の処分後の当社株式（単元未満株式及び自己株式を除きます。）に係る議決権数（63,371個）に対する割合です。

4. 本第三者割当の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成25年9月30日より平成25年12月13日までに大量保有報告書等により異動が確認できるもの以外に保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期事業年度）及び四半期報告書（第64期第2四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日開催の当社第63回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、島根秀明、星野秀俊、川中雅浩、工藤英人、小林祐介及びドミニク・ヘンダーソンを選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、小西克憲、田名綱一嘉及び長田徳夫を選任する。

（3）当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	30,877	122	-	97.09%	可決
第2号議案					
島根 秀明	30,754	245	-	96.70%	可決
星野 秀俊	30,755	244	-	96.71%	可決
川中 雅浩	30,790	209	-	96.82%	可決
工藤 英人	30,755	244	-	96.71%	可決
小林 祐介	30,755	244	-	96.71%	可決

ドミニク・ヘンダーソン	30,755	244	-	96.71%	可決
第3号議案					
小西 克憲	30,861	138	-	97.04%	可決
田名網一嘉	30,618	381	-	96.28%	可決
長田 徳夫	30,836	163	-	96.96%	可決

(注) 1. 第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分（意思表示を無効とした事前行使分を含む）及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

(平成25年8月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	トレード・ラボ投資事業有限責任組合
住所	東京都中央区日本橋小舟町8番1号ヒューリック小舟町ビル9階
代表者	無限責任組合員 株式会社トレード・ラボ 代表取締役 島根 秀明
出資の額	585百万円（注）
事業の内容	投資業務

(注) 「出資の額」は平成25年5月24日現在の出資の額であり、提出日時点の出資の額は629百万円であります。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

異動前	- %
異動後	100%（間接100%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

トレード・ラボ投資事業有限責任組合の設立における平成25年5月24日付の出資に伴い、当該投資事業有限責任組合は出資の額（平成25年5月24日現在585百万円）が当社の資本金の10分の1以上に相当しており、特定子会社に該当することとなりました。

異動年月日

平成25年5月24日

(平成25年9月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動について

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社アエリア

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,299個	6.91%
異動後	8,325個	14.26%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合については、平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数47,682個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合については、平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数47,682個に、平成25年4月1日から平成25年9月25日までに新株予約権行使により交付した自己株式1,067,566株に対する議決権数10,675個を加えた58,357個を総株主の議決権の数として算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年9月25日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の当社の資本金の額 2,875,907千円

本報告書提出日現在の当社の発行済株式の総数 6,256,725株

(平成25年12月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動について

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 株式会社アエリア

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	8,325個	14.26%
異動後	5,808個	9.91%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合については、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数58,323個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合については、平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数58,323個に、平成25年10月1日から平成25年12月1日までに新株予約権行使により交付した自己株式23,220株に対する議決権数232個を加えた58,555個を総株主の議決権の数として算出しております

3. 所有議決権の数には、株式会社アエリアが所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権が株式会社アエリアに留保されている分を含んでおります。

(3) 当該異動の年月日

平成25年12月10日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の当社の資本金の額 2,875,907千円

本報告書提出日現在の当社の発行済株式の総数 6,256,725株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第63期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第64期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第63期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年9月2日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。